

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合条例第5号

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員定数条例の一部を改正する条例

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員定数条例（平成26年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「584人」を「541人」に改め、同項第2号中「3人」を「4人」に改める。

第2条第2項中「地方公務員の育児休業等に関する法律」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしている職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。